

島根県未来投資促進基本計画 (農林水産業)

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

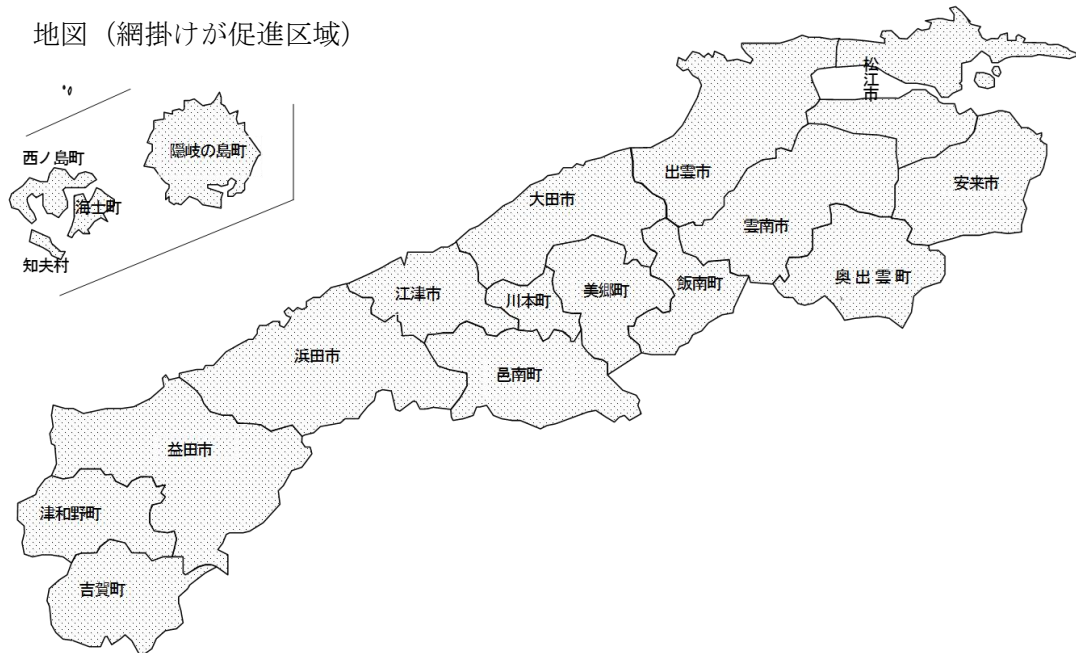
設定する区域は、平成30年2月1日現在における島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の行政区域とする。概ねの面積は67万ヘクタール程度である。

本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈峡及び西中国山地国定公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約登録湿地である宍道湖及び中海等の環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域はない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

地図（網掛けが促進区域）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

島根県は、本州の西、日本海沿いに位置し、延長約230kmと東西に細長く、離島を有し、歴史的、風土的に異なった背景を持つ出雲、石見、隠岐の三地域から成る。

気候は、春・夏・秋ともに東京に比べ日照時間は長く、冬も沿岸部は対馬暖流の影響から日本海側としては比較的温暖で、北陸に比べ降雪日数も少なく、適度な降雨が本県に豊富な水資源をもたらしている。

また、日本海や宍道湖、中国山地が織りなすすばらしい景観や、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る自然・歴史・伝統文化などが県内各地域に存在しており、美しい自然と豊かな歴史の中で培われてきた、細やかで温かい人情にあふれる土地柄である。

さらに、地震等の自然災害、治安上の不安、交通渋滞による通勤困難も少なく、その上に恵まれた子育て・教育環境、低価格でゆとりある住宅取得が可能であるなど、豊かな自然の中で安心して仕事ができる生活環境が整っている。

県内に立地した企業からも、「豊かさ」と「ゆとり」を持った生活をするためには、全国でも有数の場所であると高い評価を得ている。

②インフラの整備状況等

○道路

高速交通ネットワークとしては、日本海国土軸の一翼を担う山陰自動車道（全線開通により松江～益田間が2時間で結ばれる予定）のうち県東部出雲市から鳥取県琴浦町までの間が開通しており、全国の高速網と直結している。

しかしながら、山陰自動車道は出雲市から江津市間及び浜田市以西は一部を除き未整備であり、国道9号のみが県東部と西部を結ぶ唯一の基幹道路となっている。

このため、事故・災害時の代替道路、浜田港や石見空港を活用した産業の活性化や観光の振興、また移動時間短縮による地域医療環境の向上など、山陰自動車道開通に寄せる県民の期待は極めて大きく、早期整備が強く望まれている。

県西部では、浜田市と中国地方の中央を貫く中国縦貫自動車道を結ぶ浜田自動車道が開通しており、県西部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

一方、県東部と広島経済圏をつなぐ路線として、松江市と尾道市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線が、平成26年度に全線開通し、この結果、松江市・広島市間の移動時間が約2時間15分と大幅に短縮され、県東部と山陽側を結ぶ経済・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

今後、こうした高速道路をはじめとした道路ネットワークの整備により、地域内の時間的距離及び地域外とのアクセスはさらに改善することが見込まれ、物流の効率化と産業の活性化が一層図られるものと期待される。

○空港

出雲空港、萩・石見空港、隠岐空港の県営3空港と東京、大阪、福岡、名古屋等の大都市圏とを短時間で結ぶ航空路線は、地域産業の振興や人・物の交流拡大に重要な役割を果たしてきている。島根県や空港周辺地域では、3空港の航空路線の維持・充実や利

便性の向上に向けた取組みを連携して推進している。

また、隣接する鳥取県の米子空港には、山陰唯一の国際定期路線として、ソウル便（週 5 便）、香港便（週 2 便）が運航しており、島根・鳥取両県への訪日外国人の増加による経済波及効果の拡大につながっている。山陰両県では、外国人観光客誘致などの取組みを連携して推進している。

○港湾

国際貿易港である浜田港（重要港湾）からは、釜山（韓国）へ定期コンテナ航路が開設しており、釜山経由で世界各地とつながっている。また、ウラジオストク（ロシア）とも RORO 船による輸送サービスが行われている。現在、県、浜田市、地元企業で組織された浜田港振興会が中心となり、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）など関係機関と連携を取りながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開している。対岸諸国（韓国、中国、ロシア）に近く、高速道路によって山陽側と結ばれている浜田港は、物流拠点としての機能充実が図られてきている。また、クルーズ船の寄港による観光客誘致や地域振興を図るため、県や周辺自治体、経済団体等では連携してクルーズ船の誘致に取り組んでいる。

一方県東部は、境港（島根県・鳥取県共同管理港）から釜山・東海（韓国）、上海（中国）、ウラジオストク（ロシア）への定期コンテナ航路が開設され、環日本海交流の拠点として発展し続けている。

今後境港のサービス向上等利便性が高まることにより、貿易拠点としての機能充実が期待できる。近年、クルーズ船の寄港数が急増しており、外国人観光客の受入拠点として大きな役割を果たしている。

現在、境港では岸壁整備や外港竹内南地区貨客船ターミナル整備が進むとともに、国内 RORO 船の定期化に向けた取組みが行われるなど、貿易拠点・観光受入拠点としての機能充実に向けた取組みが推進されている。

○鉄道

東西に細長い島根県を走る J R 山陰本線は、松江市と益田市間を約 2 時間で結んでおり、県西部において山陰自動車道の未供用区間が多い現時点では、東西を結ぶ唯一の公共交通機関である。平成 13 年に高速化が図られて以降、利便性は飛躍的に向上し、県東部と西部の人的・経済的結びつきが強くなっており、県内の一体感が高まっている。

また、J R 西日本では、平成 29 年 6 月から「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」を運行開始しており、県内での立ち寄り観光先や沿線地域だけでなく、全県に渡る観光振興、地域振興への効果が期待されている。

○離島航路

本土と隠岐諸島を結ぶ隠岐航路は、フェリー 3 隻、超高速船 1 隻の体制で運航されており、島民にとって欠かせない生活手段であると同時に、人・物の交流を通じた離島経済の活性化を図るために重要な交通手段である。

県、隠岐 4 町村では、船舶導入や運航に対する支援など、隠岐航路の維持・充実に向

けて取り組んでいる。

③産業構造

平成26年の工業統計によれば、従業員数4名以上の県内における製造業の事業所数は1,186事業所、従業者数は3万8,373人、製造品出荷額等は10,567億円、付加価値額は3,490億円である。

製造品出荷額等は、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報通信機械器具製造業の3業種で全体の44%を、また付加価値額は、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業の3業種で全体の46%を占めている。

県東部には、特殊鋼、農業機械、鋳物などが、県西部には窯業土石、水産加工、木材木製品などの業種が比較的多く集積しており、県内全域に幅広く多様な業種が立地している。

近年のIT分野の急速な技術革新は、産業活動のみならず日常生活での営みに対してまでも大きな影響をもたらすようになった。こういう中にあって、情報通信業、中でも情報サービス業は、地方にあって発展が望める産業であり、平成19年度以降、県では、島根発のプログラミング言語「Ruby」を中心として、人材育成、開発力向上支援などの施策を強化し、特にその振興に努めてきた。その結果、データセンターやITソフト関連企業の立地が増加しており、現在では、島根県の主要産業の一つと言えるまで成長してきたところである。

一方、農林水産業については、生産額のシェアは県内全産業の約2.5%と少ないが全国平均と比べると約2倍の構成比となっており、本県の重要な基幹産業と位置づけている。特に県の大半を占める中山間地域や離島では、少量多品種の小規模経営体が多いことから、今後、ICT技術の導入などによる生産の効率化や規模拡大、新たな販路開拓などの取組みが必要である。

④人口分布の状況

島根県の人口は、昭和30(1955)年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成27(2015)年10月1日現在の国勢調査人口(確定値)は69万4千人となっている。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いている。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出超過が多いことが、近年の社会減の主な要因となっている。

自然動態についてみると、平成4(1992)年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いているが、長年に渡る少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれる。

また、地域ごとの人口についてみると、出雲地域(松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町)に47万5千人(68%)、石見地域(浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)に19万9千人(29%)、隠岐地域(海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)に2万人(3%)が分布している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

農林水産業は、地域資源を活用して農山漁村地域の暮らしと密接な関わりの中で発展してきた産業ではあるが、近年、少子高齢化による担い手不足が深刻化している中、平成20年3月に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に掲げた施策展開の基本方向に基づき、平成28年度からは農業・林業・水産業各分野における重点的かつ集中的に実施する具体的な取組みをまとめた第3期戦略プラン（平成28年～平成31年）の取組みをスタートさせ、本県農林水産業の持続的な発展を目指している。

農業分野については、新規就農者や集落営農組織など、地域の実情に応じた多様な担い手の育成・確保に努めるとともに、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた特色ある農畜産物の生産や、ターゲットを明確にした戦略的な販売に取り組む。また、快適で安心して暮らせるような必要な生活環境の整備を進め、都市と農村の交流の促進など、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進めていく。

林業分野については、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再造林、きのこ栽培の振興を図る。主伐や再造林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な基盤整備や再造林に必要な苗木の増産、木質バイオマスの安定的供給体制の構築、高品質・高付加価値の木材製品製造と県外・海外への販路拡大を推進する。中山間地域での重要な栽培作物であるきのこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産拡大を目指す。

水産分野については、高性能漁船の導入や漁獲物の高付加価値化など漁業の構造改革による経営の体質強化を図るとともに、担い手の育成・確保、水産資源の維持培養による持続的利用や漁場環境に適応した養殖業の振興などを進めることにより、力強く、若者にとって魅力ある水産業、漁村づくりを目指す。

3分野共通として、消費者の食の安全・安心に対する意識の高まりや、多様な価値観やライフスタイルの変化などに対応するためには、食料の生産から流通・販売までの過程での安全・安心の確保はもとより、島根の豊富な地域資源を活用した特色ある農林水産物の生産を推進する。また、ターゲットを明確にした販売戦略の下、県外への販路拡大や地産地消の推進、輸出の促進など多様な流通・販売を推進する。加えて、農林漁業者自らが取り組む加工・販売や、加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上など、6次産業化の取組みも進める。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件当たりの平均3,029万円（※1）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間中に5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍

（※2）の波及効果を与えることで、促進区域内で約2億円の付加価値を創出する

ことを目指す。

※１：島根県の１事業所当たりの平均付加価値額を用いる（経済センサス活動調査（平成 24 年））

※２：平成 23 年島根県産業連関表より

- ・約 2 億円の付加価値創出は、島根県の農林水産業分野の付加価値額 106 億円の約 1.9%に相当する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	2 億円	—

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業承認件数	—	5 件	—

※K P I 設定の考え方

上記、経済的効果の目標のとおり、本計画の計画期間中において 5 件の地域経済牽引事業を承認することで経済的効果約 2 億円の新たな付加価値額が創出されるため、K P I として承認件数を設定した。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,029 万円（島根県の１事業所当たり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5 %以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5 %以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4 %以上もしくは 5 人以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の給与支払額等が開始年度比で 13 %以上もしくは

1 5 百万円以上増加すること。

なお、上記要件の（２）及び（３）については、事業計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも事業計画期間が短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画においては重点促進区域を定めない。

（２）区域設定の理由

本計画においては重点促進区域を定めない。

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

本計画においては重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① デラウェア、どんちっちアジなど本県の豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社分野

（２）選定の理由

- ① 本県農林水産業の生産額のシェアは県内全産業の生産額の約 2.5%と少ないが、全国平均と比べると約 2 倍の構成比となっており、県では重要な基幹産業と位置づけている。

しかしながら、人口減少、少子高齢化によって、農林水産業の担い手不足が深刻化している中、平成 20 年 3 月に策定した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に掲げた施策展開の基本方向に基づき、平成 28 年度からは農業・林業・水産業各分野における重点的かつ集中的に実施する具体的な取組みをまとめた第 3 期戦略プラン（平成 28 年～平成 31 年）の取組みをスタートさせ、本県農林水産業の持続的な発展を目指している。

農業分野については、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた特色ある農畜産物の生産や、ターゲットを明確にした戦略的な販売に取り組んできた。本県農業は、耕地面積の約 8 割が水田であり、これまで米中心の農業が行われてきたが、近年の米の消費量の減少や米政策の見直しを踏まえ、島根米のレベルアップなど「売れる米づくり」を更に推進する一方で、水田を活用した高収益園芸作物の導入を進める。園芸部門では、早期出荷（４月・５月）のブドウ（デラウェア）

の生産量は197トン（平成28年）で、4月～5月の主要市場への出荷量の6割以上を占めている。また、新品種や省力低コスト技術の開発にも取り組み、ぶどうのシャインマスカット、西条柿のあんぼ柿、県オリジナル品種のトルコギキョウやアジサイなどの生産拡大に取り組んできた。畜産部門では、「しまね和牛」の種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、高品質な「しまね和牛肉」の安定供給を目指し、放牧をはじめとした低コスト生産、コントラクターやキャトルステーション等の体制整備を進めている。

林業分野については、森林率が78%と全国第4位の森林県であり、木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を推進し、林業・木材産業を成長産業にしていくためにも、県産原木を県内の加工工場に出荷し、高品質・高付加価値製品に加工して出荷する体制整備を進めており、近年、製材・合板・チップの製造業では設備投資が進み、高品質・高付加価値製品を製造する能力が大幅に向上してきている。また、平成27年に操業を開始した2カ所の木質バイオマス発電所に供給する燃料用チップの原料となる林地残材を大量かつ、長期安定的に供給するための体制強化を図っている。また、きのこは県内林業産出額の3割を占める主要産物であり、その生産量はしいたけが1,570トンで全国第13位、エリンギが512トンで同8位、まいたけが148トンで同12位、（いずれも平成27年度）となっているが、近年の生産量は伸び悩んでおり、栽培施設の増強等による生産体制整備に取り組んでいる。

水産分野については、隠岐諸島周辺や県西部沖合に広がる陸棚など全国屈指の好漁場に恵まれ、まき網漁業や底びき網などの沖合漁業、定置網や一本釣りなど幅広い漁業が営まれている。特に、県西部の浜田漁港では本県のブランド商品である「どんちっちアジ（4月～9月に島根県西部沖において、まき網漁業で漁獲される脂質が10%以上で大きさが50g以上のもの：浜田市水産物ブランド化戦略会議規格）」が約1,400トン（平成28年）水揚げされている。近年の島根県の海面漁獲状況は12万トン、200億円前後で推移（全国第8位：平成28年）しており、生産金額の7割を占めるまき網漁業や底びき網漁業等の基幹漁業では高性能漁船の導入による操業コスト削減や鮮度保持機能の強化などの構造改革により、さらなる収益性の向上を図っている。また、沿岸ではイワガキやワカメの養殖を振興しており、特にイワガキについては平成4年に全国に先駆けて養殖に成功し、近年、出荷個数も100万個を超えるまでに増加している。

本県農林水産業は、小規模で少量多品種の経営体が多く、今後、国内外の競争激化にしっかりと対応し、将来に向けて成長産業として持続的に発展していくためには、ICT技術などを活用した高度な生産システムを積極的に導入して生産性の向上と効率化を進めながら、やる気のある中核的な経営体の経営規模拡大やクラスター化による生産の集積を推進することで、島根を牽引する生産団地を構築していく。また、個々の経営体だけではなく、県内外の企業や地域商社などによる新たな流通のしくみづくりや、新たな農林水産物や加工品などの輸出、地産地消の取り組みなどを進め、これまでにない新たな販路を開拓し、売れる農林水産品づくりを推進する。一方で、品質や安全安心を求める消費者ニーズに応えるため、GAPの推進や鮮度を保持する技術などの導入によって、高品質で安全安心な農林水産物を高鮮度で消費者に届けられるしくみづく

りを進めていく。また、農林水産業の成長戦略の柱の一つでもある6次産業化の取り組みにおいても、本県の豊かな自然の中で育まれた優れた農林水産物を活用し、農林漁業者と加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上や新たな産業の創出に取り組む。

これらの取り組みを進めていくための投資は、県内農林水産業者の所得向上や雇用の創出につながり、地域経済全体に与える波及効果とともに、本県の大半を占める中山間地域の持続的な発展にもつながっていくものと期待している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域特性を生かして、農林水産分野の成長発展を図っていくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、挑戦意欲を喚起する事業環境を整備する必要がある。

そのためには、生産性向上のための設備投資や新たな技術や商品の開発につながる人材投資など、経営力・技術力の強化を支援することが重要であり、人材、設備投資、財政・金融、情報、規制の特例措置等の面で、国の制度と一体となった支援施策を講ずることで、事業者のコスト負担やリスクの低減を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税及び固定資産税の減税措置に関する条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①行政機関等が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公開が可能なものや、他県で同様に公開されているもの、民間等のニーズがあるものから、オープンデータとして公開を推進するとともに、市町村とも連携して、オープンデータの公開やデータの充実を図っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

島根県庁農林水産部内に、事業者の事業環境整備の提案を受け付けるための相談窓口を設置する。提案を受けた場合は、政策企画局と連携し、部局を横断して解決手段を検討し、適切な対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応していく。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	不動産取得税（県） 10月 条例改正済み 固定資産税（市町村） （安来市、雲南市） 9月 条例改正済み （松江市、浜田市、益田市、江津市） 12月 条例改正済み （大田市、出雲市） 平成30年3月創設予定	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ公開・活用の推進	4月 オープンデータカタログサイトの運用 9月 都道府県官民データ活用推進計画策定	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①島根県庁農林水産部に窓口設置	—	運用	運用
【その他】			
①市町村と県の緊密な連携	8月 地域経済牽引事業促進協議会の開催 2月 地域経済牽引事業促進協議会の開催	同協議会の開催	同協議会の開催

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性 地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、島根県が設置する公設試験研究機関等、産業支援機関、人材育成機関、金融機関等、地域に存在する支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限に発揮し、事業者の事業段階に応じた適切な支援を行っていく必要がある。 (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法 ①公設試験研究機関等（島根県農業技術センター、島根県畜産技術センター、島根県水産技術センター、島根県中山間地域研究センター、農林振興センター、水産事務所） 島根県が設置する公設試験研究機関では、今後の島根の農林水産業・農山漁村の持続的発展に向けた総合的かつ長期的な振興方針と戦略的取組を明らかにした「新た

な農林水産業・農山漁村活性化計画」に基づき生産現場の課題解決に直結する技術開発など「試験研究の基本的推進方向」を定め、研究に取り組んでいる。

また、多様なニーズに対応した試験研究を効率的に推進するため、「産学官連携研究」を推進している。

加えて、農林振興センターなどの普及部門では、各分野における高付加価値化に向けた技術支援や研究成果の移転などを行っている。

②産業支援機関（公益財団法人しまね産業振興財団）

中小企業を総合的に支援する「中小企業支援センター」として、総合相談・設備貸与・創業人材支援・技術支援・取引支援・国際化支援・IT産業支援等のサービスを提供している。

③人材育成機関

a. 島根大学

島根大学は、産学連携センターを中心に、大学の知的創造物を地域の産業界において活用するための支援や地域の課題解決に向けた支援をしている。

また、新たな取組みとして、平成29年度に地元企業との間で共同研究講座を設置し、産業の振興、研究の活性化、人材育成などの面でより広く深く連携していくこととしている。

b. 島根県立大学

島根県立大学は、地域連携推進センターを中心に、保有する知的資源を生かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献している。

c. 松江工業高等専門学校

松江工業高等専門学校では、高齢化により衰退する農業分野において、AI及びIoTを活用した技術改善に取り組み、地域の住民などと連携をしながら、生産環境における省力化の確立のための支援を行っている。

今後、更にAI及びIoTの導入等について積極的に関与することにより、地域における問題の解決や地域の活性化に貢献していくこととしている。

d. 島根県立農林大学校

島根県立農林大学校は、農林業の専門的知識、経営管理能力を習得し、広い視野に立って農林業を考え、技術革新、経営改善に積極的に取り組み、新しい農林業を創造する能力を養い、次代の島根県の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

島根県のかげがえのない豊かな環境を将来に渡って県民が享受し、持続的に発展する社会を目指すためには、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが必要である。

環境保全により経済が停滞することなく、環境保全と経済発展をうまく循環させるため、県民、事業者、NPO、行政等が一体感のある取組みを推進していく。

①本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギーの効率化、リサイクルの促進など環境の保全に十分配慮しながら、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組む。

②事業活動に伴う廃棄物の増加、大気・水質等の排出や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、事業者と行政が一体となって住民に不安が生じないよう事前に十分な説明を行い、理解を求めていく。

③地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例、島根県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守し、自然環境部局等と十分に調整を図りながら、自然の風景地の保護、生物多様性の確保、希少野生動植物の保護等に配慮するものとする。

④環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、あらかじめ地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

⑤「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、地方環境事務所又は県の自然環境部局へ事前に相談するものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、平成18年度に制定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、同年度に策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯に関する指針」及び平成28年度に策定した「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」により、県民、事業者、市町村、県等が一緒になって犯罪のないまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

特に、地域における経済活動を牽引する事業の促進によって人口や物流の集中化が図られることで、犯罪及び事故を増加させ、地域住民の安全安心を損なうことのないよう配慮するため、事業者、市町村、県は、次の事項を警察や道路管理者等との連携を図りながら推進する。

①事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明装置などの防犯設備の整備について配慮する。

②事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど防犯に配慮した施設の整備及び管理を行う。

③交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離したりするなど交通安全施設等の整備について配慮する。

④従業員に対する法令教育、交通安全思想の普及、防犯指導等を徹底し、従業員の法令遵守意識の浸透を図る。

⑤事業者は、地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動へ積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

⑥事業者は、事件事故発生時において、地域住民や関係機関への連絡等迅速な対応を図るため、警察署への連絡体制の整備と捜査への協力を行い、犯罪や事故の防止、ならびに地域の安全と平穏を確保するための取組みを推進する。

⑦事業者又は関係自治体が、本計画に基づいた地域における経済活動を牽引する事業を実施するに当たって、安全で平穏な住民生活の保全に影響を及ぼすと考えられる事項があれば、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

(3) その他

①PDCA体制の整備

地域経済牽引事業促進協議会を年1回以上開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

